

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

不適合グレードについては以下のURLをクリックしてください。

<http://www.tepco.co.jp/nu/kk-np/incomp/image1.pdf>

平成26年9月24日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。

なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. GⅠグレード 0件

2. GⅡグレード 0件

3. GⅢグレード 14件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	1号機	換気空調系の補助建屋コイルユニット温度調節弁の固着を確認した。当該弁を点検・修理。	
2	2号機	海水熱交換器建屋(非管理区域)にある電解鉄イオン供給配管の点検時、配管サポートのアンカーボルトに腐食を確認した。当該部を点検・修理。	
3	3号機	タービン建屋補機冷却水系熱交換器(C)の海水出口弁、海水入口弁、海水ストレーナ排水弁にシートパスを確認した。当該弁を点検・修理。	
4	4号機	放射性廃棄物処理系の伝送用コントローラ盤Ⅰ系およびⅡ系に異常を示すランプの点灯を確認した。当該事象の原因を調査し点検・修理。	
5	4号機	放射性廃棄物処理系の制御用コントローラ盤Ⅰ系に異常を示すランプの点灯を確認した。当該事象の原因を調査し点検・修理。	
6	4号機	移動式炉内計装系駆動制御装置(A)に異常を示すランプの点灯を確認した。当該ユニットを点検・修理。	
7	5号機	原子炉補機冷却海水系ポンプ(B)の点検時、シャフトの振れが許容値を超えていることを確認した。当該シャフトを修理。	
8	5号機	原子炉補機冷却海水系ポンプ(B)および(D)の点検時、分解部品の浸透探傷検査にて指示模様を確認した。当該部品を修理。	
9	5号機	原子炉補機冷却系熱交換器(B)の点検時、渦流探傷検査において伝熱管2本に管理値を超える減肉を確認した。当該伝熱管を修理。	
10	5号機	原子炉補機冷却系熱交換器(B)の点検時、ゴムライニングに剥離および膨れを確認した。当該ライニングを修理。	
11	5号機	原子炉補機冷却系熱交換器(D)の点検時、ゴムライニングに膨れを確認した。当該ライニングを修理。	
12	5号機	主蒸気逃がし安全弁搬出入用ホイス(No. 3)の点検時、電源ケーブルのサポート部に破損を確認した。当該部を修理。	
13	7号機	原子炉補機冷却海水系電解鉄イオン注入弁(D)のグランド部押さえナットに腐食を確認した。当該部を点検・修理。	
14	7号機	原子炉補機冷却海水系電解鉄イオン注入弁(A)のグランド部押さえナットに腐食を確認した。当該部を点検・修理。	